

令和2年12月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	佐藤政隆
委員会開催日	令和2年12月11日（金）
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 江花圭司 荒秀一 安部泰男 円谷健一 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 西丸武進



佐藤政隆委員長

(1) 知事提出議案：可 決…40件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(12月11日（金）)

江花圭司委員

土60ページからの河川整備について、河道掘削等を行う中で、業者と契約してから入金するまでの間に再び河川が増水して工事現場の物が流れた場合、増額等の対応は行っているのか。

また、業者負担について県ではどのように考えているのか。

技術管理課長

工事契約後の不可抗力による損害等に伴う設計変更について、このような事例については、福島県契約約款においても不可抗力による損害として設計変更等を行うことが定められている。

江花圭司委員

業者負担はないと理解してよいか。

技術管理課長

不可抗力による損害については、損害額の1%については受注者が負担することが契約約款で規定されている。

江花圭司委員

不可抗力によって契約期間が延びた場合、当初の契約期間の分は当初の契約期間後に入金されるとの考え方でよいか。設計変更等を行うと契約期間が延びるが、その場合、業者に対する入金は遅れるのか。

技術管理課長

設計変更で増額した分の業者に対する支払いについて、通常、不可抗力による損害については設計変更で対応するが、設計変更前の完成した部分については、請負者から請求があれば既済検査を行って部分払いする制度がある。完成前に資

金が必要となる場合には、債権譲渡等により出来高に対応した請負代金を受けられる制度がある。

江花圭司委員

河道掘削の最中に台風等により増水し、業者になかなか入金されないとの話を聞いたため質問した。

業者において部分払いを請求すれば、契約期間が延びた場合でも当初の契約期間中に入金されるとの認識でよいか。

技術管理課長

支払い代金の請求があり次第、所定の検査を行い、合格すれば引渡しを受けた分について迅速に入金される。

技術管理課長

先ほどの江花委員からの質問に対する答弁に一部訂正があるため述べる。

不可抗力の損害に対する請負者の負担について、損害額の1%と述べたが、実際には、損害額と損害の取り片づけに要する費用の合計額のうち、被害を受けた時点の請負代金の1%までは請負者の負担となり、それを超える分については発注者負担となる。訂正しておおびする。

宮川えみ子委員

土60ページからの夏井川関係の請負契約について、4、5年の契約となっているが、災害が多い今日、業者の仕事量が多くなり大変だと思う。

掘削工とは堤防の改修そのものと理解してよいか。

河川整備課長

今回発注する工事については、河川内の土砂を掘削するための河川改修である。あわせて、護岸工等も施工する。

宮川えみ子委員

事業者の獲得が大変だと思うが、それぞれの入札の参加者数及び落札率を聞く。

河川整備課長

落札率はそれぞれ異なるが、99.3~99.9%である。

また、応札者は6件全てにおいて各1者である。

宮川えみ子委員

議案ごとに答弁願う。

河川整備課長

土60ページの議案第31号は、落札率は99.9%、応札者は1者である。土61ページの議案第32号は、落札率は99.5%、応札者は1者である。土62ページの議案第33号は、落札率は99.4%、応札者は1者である。土63ページの議案第34号は、落札率は99.8%、応札者は1者である。土64ページの議案第35号は、落札率は99.3%、応札者は1者である。土65ページの議案第36号は、落札率は99.7%、応札者は1者である。

宮川えみ子委員

いずれも応札者が1者で落札率が99%台というのは、果たして競争になっているのかとの感想を持つ。

また、土砂が大量に出ると思うが、例えば1年分の搬出先は決まっているのか。

河川整備課長

夏井川の災害復旧助成事業については課題等があり、連携を強化して対応していくため、いわき市と県が連絡調整会議を設置している。その中で、発生土は市のほかの工事への流用や搬出先などの当面の受入れ先の確保について市と調整等を行っている。今後とも、連絡調整会議等の中で早急に受入れ先の確保に努めていく。

宮川えみ子委員

土8ページ、県営住宅管理費について、時々徴収誤りが発生しているが、システム改修を行うことによりどのように改善されるのか。

建築住宅課長

平成30年度に行われた所得税法改正に伴う県営住宅の管理システムの改修のための費用、また来年度からの指定管理者の変更に伴い、相双地区の管理事務所の場所が変更となるため、その移転費用について計上している。

荒秀一委員

土6ページ、河川事業費（再生・復興）について、相馬市の小泉川について説明があったが、小泉川は大改修が始まっているため、詳細を説明願う。

また、議案第22号から第24号までの公の施設の指定管理者の指定について、部長説明要旨に「関係条例の規定に基づき、指定管理者を指定しようとするもの」とあるが、規定の内容を聞く。

河川整備課長

河川事業費（再生・復興）予算については、昨年の東日本台風を受けて河川改修を実施する区間の最下流部のものであり、現在市道の百間橋の架け替えを行っている。その取付け道路について、地盤の関係により相馬市から負担分を受けることにより増額対応するものである。

土木総務課長

公の施設の指定管理者の指定については、県の条例に基づくものである。

荒秀一委員

どのような規定になっているのか。

土木総務課長

公の施設の管理主体について規定されており、公の施設については直営方式または地方自治法に定める指定管理者の指定を行う方法のいずれかで管理することが規定されている。指定方法については、先ほど述べた福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例が定められているため、条例に基づいて指定するものである。

荒秀一委員

県営住宅の管理について、これまでの実績を加味して同じ業者を指定すると理解してよいか。

建築住宅課長

指定管理者の選定については、土木部指定管理者選定検討会において、事業者からの提案書を基に選定するプロポーザル方式を採用して審査し、事業者を選定した。

荒秀一委員

いずれも継続での指定となるのか。

建築住宅課長

今回は3地区に関して議案を提出しており、このうち県北地区及び県中・県南地区については引き続き同じ事業者であるが、相双地区については新たな事業者を指定するものである。

安部泰男委員

議案第29号から第39号までの工事請負契約について聞く。いよいよ掘削工事が始まるとのことであり、相当な量の掘削土が出てくると思う。先ほどの宮川委員の質問の中で、処理先は市と協議しながら確保するとの話があったが、今は大きな公共工事がなく、県や市も大変な中で、請負業者の努力により処理していると思う。

契約金額のうち、掘削土の処理経費が占める割合を聞く。

河川整備課長

掘削土の運搬処理について、正確な数字ではないが、契約金額の半分程度の費用がかかっている。

安部泰男委員

契約金額の約半分は土の処理費用に充てられると理解してよいか。

河川整備課長

掘削、運搬及び掘削の前に行う伐木等の処理に相当の費用がかかっている。

安部泰男委員

知り合いの業者に話を聞くと、処理費用について努力しているものの、事業者としては大変苦しい状況であるとのことであったが、その部分については県においてしっかり手当をすると理解してよいか。

河川整備課長

搬出先の処理費用はさきに述べた費用まではかからないが、運搬等を含めるとそのような金額になる。

安部泰男委員

いわき市の一部では、土の受入れ先や処理するところがないため、無理やり金を払って処理しており、費用のやりくりがかなり厳しいとの話を聞いた。事業が進捗する中で、土を持っていく先がなく、工事が止まってしまうのではないかと危惧している。事業者の努力もあると思うが、県として、市や事業者と協議し、持込み先を十分確保していると考えているのか。

河川整備課長

今回の工事のほかに既に着手しているところもある。連絡調整会議の中で市有地、市のほかの工事及びため池といった処分先を見つけて搬出している状況である。

佐藤政隆委員長

工事の受注段階で業者は発生土の受入れ施設等を持っているのか。

河川整備課長

受入れ先については、請負者任せにするのではなく、県といわき市で調整して受入れ地を見つけている。当面の受入れ先はある程度見つけた上で搬出している状況である。今後もしわき市と調整し、また受入れ先を見つけるため公募を行うなど、様々な方策を考えながら確保に努めていく。

安部泰男委員

議案第17号の屋外広告物条例に関して、設置者の広告物の維持管理の適正化を目的とした改正だと思うが、改正の背景を聞く。

都市計画課長

北海道札幌市において、ビルの突出看板が落下して下にいた歩行者が負傷する事件が起こった。これを契機として、国が定めている都道府県が条例をつくるためのガイドラインを一部改正し、さらに安全指針を作成したことが背景にある。

これらの動向を踏まえながら、本県としても条例を改正するものである。

宮川えみ子委員

関連で聞く。点検の実施の義務づけ並びに管理者の設置及び点検について定めるとのことだが、内容を聞く。

また、どのようなものが該当するかイメージが湧かないため説明願う。

都市計画課長

条例改正の内容について説明する。まず、屋外広告物の管理者の設置について、これまでは許可を必要とする屋外広告物は届出の際に管理者の報告を受けていたが、今回の条例改正により、貼り紙や貼り札等の危険リスクが極めて少ないものを除いた全ての広告物について、管理者の設置を義務づけるものである。さらに、安全点検の義務化として、これまでは許可が必要な広告物の更新時に自主点検の形で安全点検を委ねていたが、地上から4mを超える広告物の場合には、専門的知識のある屋外広告士の資格を持った者がその点検に当たるとの要件をつけるなどして、軽微なものを除いた全ての広告物に対して安全点検を義務づけるものである。

宮川えみ子委員

木やスチール製のものであれば全て該当するのか。

都市計画課長

危険リスクの極めて少ない軽微なものについては、先ほど述べた貼り紙や貼り札等に加えて、選挙に要する看板やポス

ター等を指し、それらはさきに述べた義務づけを要件としていない。

安部泰男委員

屋外広告士は国家資格か。

都市計画課長

国家資格ではなく、業界団体の独自の資格である。

宮川えみ子委員

土42ページ、小名浜道路の一部の工事だと思うが、当該地域は結構家が立て込んでいる地区であり、地域住民の協力を得なければ大変だと思う。私も様々な要望を受けており、大変な仕事だと思うが、説明責任を親切に果たすことでスムーズに進むと思う。

人手が少なく、復興工事や災害工事など様々な工事が出てきており、土木部も大変だと思うが、丁寧な説明があつてこそ物事が進んでいくと思う。丁寧に説明するよう担当部署に指導することにより、よい方向に行くと思うが、どうか。

道路整備課長

委員指摘のとおり、説明は必要だと考えており、我々も定期的に説明を行っている。特に振動や大きな音が発生する工事等の場合は、事前に区長をはじめ役員等に説明しており、委員指摘の点に注意しながら、現場においてしっかりと説明責任を果たしていく。

宮川えみ子委員

人手が少ないと区長への説明に限定してしまい、間に入った区長は大変である。関係するところは大変でも1軒ずつ説明が必要だと思う。家があるところは出入りや日影など様々な問題が出てくるため、区長に頼んだから終わりではなく、関係するところは丁寧な説明が必要だと思うし、それがあつてこそスムーズに進むと思う。再度答弁願う。

道路整備課長

委員指摘のとおり、住民の日常生活に支障を与えるような場合は、これまでも当然現場で説明しながら工事を進めており、引き続きしっかりと説明責任を果たしていく。

宮川えみ子委員

よろしく願う。

土59ページ、小名浜道路について、期間や金額が大きく変更されるため、再度説明願う。

あわせて、期間延長の理由を聞く。

道路整備課長

金額の増額理由は3点ある。

1点目は、約8.3kmの小名浜道路のうち、常磐自動車道に影響がある約2.5kmの区間については、早期の供用と工事の安全確保を目的としてNEXC Oへ委託したが、用地については県が買収することとなっていた。この中で、切土して出た土が約6万5,000m³あるが、盛土先の用地が決まっておらず、現場内で流用することができなかつたため、現場内で利用できない場合は他工区に持っていくとのルールに基づいて他工区に流用している。これが一番大きな理由である。

2点目は、用地が決まらなかつた箇所が点在し、現場に入れなかつたため、工事用道路を新たに追加したことによるものである。

3点目は、橋梁の架設において、クレーンの規格を上げざるを得なかつたことによるものである。

工期の延長については、用地取得等に時間を要し、工事の進捗を図ることが困難となつたこと、また、工事用道路の設置や切土の運搬先が遠くなつたことにより工事の工程が遅れたことによるものである。

宮川えみ子委員

土76ページ、訴えの提起について、被告となるべき者の居場所が分かつたために訴えを提起するとのことだが、居場所が分からなかつた期間を聞く。また、どのようにして居場所を見つけたのか。

土77ページ、民事調停の申立てについて、相手方の氏名を見ると女性と思われるが、独り親家庭の方か。また、減免すれば何とか払える金額かと思うが、相手方は減免の制度を知っているのか。もしくは減免されているのか。

建築住宅課長

議案第57号の訴えの提起について、被告となるべき者はもともと会津若松市内の県営住宅に入居していたが、平成30年3月に家財を残して無断で退去し、最近まで居場所が分からなかった。昨年末に所在が判明し、接触を続けてきたが、誠意のある対応が見られなかったために今回訴えを提起するものである。

居場所を見つけた経緯については、被告となるべき者の戸籍が会津若松市にあり、市役所から戸籍を取り寄せて調べたところ、昨年末時点で今回の住所である北塩原村に居住していることが分かったため、その後交渉を重ねてきた。

議案第58号の民事調停の申立てについては、3名を相手方としており、全て女性である。1番は本人と子供の2人家族で、2番は4人家族で夫がいる。3番は本人と子供の2人家族である。

それぞれ相手方または家族の中に仕事をしている者がいるため、減免の対象ではない。なかなか会えず、交渉ができないため、収入に関して特段の配慮が必要な部分があれば、民事調停の中で細かく対応していく。

江花圭司委員

屋外広告物条例の改正に伴い、各市町村でどのような業務が発生することが想定されるか。

都市計画課長

屋外広告物条例の事務については全て市町村が所掌しているため、市町村のこれまでの業務に新たな業務が加わるのが想定される。

江花圭司委員

どのような業務が加わるのか。市町村の管理体制をもって調査を行うこととなるのか。

都市計画課長

市町村が行っている業務は、許可が必要な屋外広告物等について申請がなされた場合の事務処理である。さらに、広告物には設置期限を設けており、期限の更新時に改めて申請がなされるため、管理者の設置内容や安全点検の実施について審査する事務手続が想定される。

佐藤政隆委員長

執行部は、発言をするときは委員長の許可を得てから発言願う。

江花圭司委員

市町村に景観審議会等があると思うが、今回の条例改正と景観的な考慮の関係性を聞く。

都市計画課長

景観審議会は土木部所管ではない。

補足説明するが、中核市である福島市、郡山市及びいわき市、さらに景観行政団体である白河市及び会津若松市の計5市については独自に条例を設けて取り組んでおり、県の屋外広告物条例を適用しているのはその他の市町村である。

荒秀一委員

県営住宅について、連帯保証人を廃止して約1年たつが、連帯保証人を必要としていた頃と比べて滞納状況に変化はあるか。

建築住宅課長

委員指摘のとおり、今年4月から連帯保証人を廃止している。しかし、従前の入居者は引き続き連帯保証人がいるため、現時点では今年4月1日以降の滞納状況に大きな変化は見えていない。

荒秀一委員

連帯保証人がいないことにより滞納が増えることがないよう、入居者に意識を持ってもらいたい。

連帯保証人がいないために入居に苦慮している方がいるが、市町村において県に準ずる動きは出てきているのか。

建築住宅課長

今年8月1日現在で、県内の6市町村において連帯保証人を廃止しており、1町が廃止を予定している。一方、41市町村が引き続き連帯保証人を求めていくとしている。それ以外は検討中の状況である。

宮川えみ子委員

廃止した市町村を聞く。

建築住宅課長

会津若松市、いわき市、会津坂下町、昭和村、会津美里町、大熊町の6市町村から廃止した旨の報告を受けている。

宮川えみ子委員

20日ほど前に勿来漁港から出た船が久之浜漁港に補修に向かう途中で転覆した件について、2点聞く。

ぶつかった場所は沖であり、暗くて分からなかったとの話であった。漁業者の高齢化が進んでおり、運転士は「運転が未熟だった」と恐縮していたようであるが、改善策があれば聞く。

また、勿来漁港は砂がたまっており、岸壁に船がつけず岸壁の砂まで見えてしまっている状態であるため、砂を取って航路を確保する必要がある。今回の件は、堆砂により勿来漁港では船の修理ができず、久之浜漁港まで船を持っていく途中で転覆した背景がある。このままでは今後の本格操業の際も大変であるため、航路を確保するよう願うが、どうか。

港湾課長

転覆事故については、海上保安部が確認したところ、ぶつかったのは沖防波堤で、そこには航路標識という点滅する小さな灯台のようなものがあり、事故当時も点いていた。委員指摘のとおり、漁業者は若い方だけではないため、薄暗いときには危険な箇所もあると思う。事故を受けて、航路標識以外に反射するものや視認性のよいものを現地につけることを考えており、今後漁業者と打合せをしながら、安全に資する施設を設置するなどの検討を進めていく。

堆砂については、現場に砂がたまっていることは我々も認識しており、現在しゅんせつ作業を行っている。今年度から来年度前半までかかるかもしれないが、たまっている砂は全て取り除けると考えている。

委員指摘のとおり、原因の特定は難しく、今年度に水産庁の外郭団体である水産技術研究所へ相談したが、地形や海流が複雑で、技術的に解析することは非常に困難であるとの意見を得ている。

今後の対策としては、今行っている作業をきちんと行い、必要な水深を確保した上で、引き続き維持しゅんせつを行っていく。現状は、一度取った土を痩せてきた海浜に養浜するサンドリサイクルを繰り返すしかないと意見も得ているため、このような維持管理をしっかり行い、航路の安全を守っていく。

宮川えみ子委員

せつかくやる気になっているときにこのようなことがあると大変であるため、今後ともきめ細やかに対応願う。要望である。

田谷健市委員

河川整備の考え方について聞く。いわき地域において台風第19号の復旧工事が進められており、私の地元でも社川が被害を受け、工事が進められている。掘削工事も多く行われているとの話があったが、どの河川も土砂がたまりどうしようもない状況となっている。地元では昔と比べて川底が1mほど上がっているとの声があり、土砂を取ってほしいとの意見も大変多い。

復旧工事がある程度進んだら、次は堤防工事一辺倒ではなく、来年度から川底の土砂を撤去する予算を確保して進めていくことが洪水防止対策になるのではないかと。どのように整備していけばできるだけ被害が少ないかを考え、傾向を踏まえて考え方を考えていくことも必要ではないか。その辺の河川整備の考え方を聞く。

河川整備課長

委員指摘のとおり、現在災害復旧工事等を実施している。県として河道掘削の予算を昨年度及び今年度の当初予算ベースで倍増しているところである。また、総務省の起債事業として、しゅんせつ債が新たに今年度から実施されるため、9

月補正予算で計上したところである。県内の声を聞いたり、現地の堆砂状況を把握しながら、たまっているところがあれば除去に向けて取り組んでいく。

円谷健市委員

そのような方向で進めてもらえればありがたい。

また、先ほどから土砂の処理に困っており、その費用も莫大であるとの話が出ている。民間企業と連携しながら土砂の再利用等の取組をしていかなければならないと思うが、どうか。

技術管理課長

建設発生土の有効利用等については、土木部においても最重点課題として取り組んでおり、委員指摘のとおり、民間事業者を含めた再利用先を公募するなどして、できるだけ建設発生土を有効利用する取組を検討している。また、建設発生土の有効利用の際に、使う側と出す側で時間的なずれがあるため、それを調整するためにストックヤードの整備について検討している。このような取組を踏まえて、発生した土砂について極力有効利用を図っていく。

荒秀一委員

私の地元も河川の土砂で大変苦慮している。先ほど民間業者の公募の話があったが、詳しく説明願う。

私の地元の小泉川や宇多川についても、土砂捨場を探して回っているが、区長がよい場所を見つけて調べてみると宅地ではないなど、なかなかマッチングが上手くいかない。

民間業者の話は頭になかったが、土木部としてどのような利活用が図られると考えているか。

技術管理課長

公共事業による建設発生土は、まずは公共事業内で有効に活用することが前提であるが、どうしてもマッチングできないものについては、国の建設発生土のマッチングシステムに登録した上で、民間事業者を含めて有効活用を図っている。マッチングシステムには民間事業者の登録要件があり、例えば採石場の復旧や農地の改良が目的であればシステムに登録できるとの国の見解がある。そのような場所が公募により見つかるのであれば、積極的に活用してほしいと考えている。

安部泰男委員

公共事業により出る土や河川の下流の砂は再利用できるが、少し上流に行くとどろどろして乾くとばさばさして固まらない汚泥のような土であり、なかなか再利用できないため捨てるしかないと思う。海洋投棄は様々な規制があり、できないと思うが、相当な量の汚泥が出るため、海洋投棄について見解があれば聞く。

土木企画課長

不勉強であるため、今後の課題として研究、勉強していく。

安部泰男委員

川は土や山を削って高いところから低いところへ流れ、最終的には海へ流れていくため、自然の摂理で言えば同じことであり、そういったことを考えていかなければこの問題はなかなか解決しない。河道掘削して再利用できる土は再利用し、汚泥のように再利用できない土は海洋投棄すれば解決するのではないかと思ったため聞いた。